

東京都障害者総合スポーツセンター
センタークラブ規約

(目的)

第1条 東京都障害者総合スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用者で構成するクラブ（以下「センタークラブ」という。）の、自主的なスポーツ活動をセンターが支援することにより、障害者のスポーツ振興に資することを目的とする。

(センタークラブの条件)

第2条 センタークラブは、次の要件を満たすものとする。

- ①主にセンターのスポーツ教室を修了した、障害者5名以上を含む10名以上で構成されていること。
- ②原則としてセンターにおいて、定期的（月1回以上）にスポーツ活動を行っていること。
- ③原則として1スポーツ1クラブとするが、目的や内容が異なる場合は、登録を認めることがある。
- ④民主的に運営されるクラブであること。

(登録)

第3条 登録申請に必要な書類は下記の通りとする。

- ①登録申請書
 - ②会員名簿
1. 登録の承認は、申請書類を審査し、所長が決定する。
 2. 登録期間は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。但し、年度途中で登録した場合は、承認の日から同年度の3月末日までとする。
 3. 登録を更新する場合は、3月中に再申請を行うこと。
 4. 部員の減少、活動の停止などにより登録を抹消する場合は、速やかに申し出ること。

(センターの支援)

第4条 センターはクラブに対して、他の利用者との公平を損なわず、且つ、可能な範囲で次に挙げる支援を行なうものとする。

1. センタークラブ担当指導員を配置し、センタークラブの自主性を尊重しつつ、助言指導を行う。
2. クラブ室の使用並びに、ロッカー(1～2個)の貸与。
3. クラブ主催大会等における施設利用に関する便宜。但し、全登録クラブの公平性を保つものとする。

(センタークラブの義務)

第5条 センタークラブは、次の義務を負う。

1. センター事業に、可能な限り参加・協力するように努めること。
2. クラブ室または、貸与されたロッカーの使用にあたっては、常に整理整頓に配慮し、独占するなど、他のクラブの使用を妨げないように努めること。なお、ロッカーにはセンターでの活動の際に使用する共用備品のみを収納すること。
3. センターを利用している入会希望者をクラブの目的や趣旨に反しない限り、許容できる範囲内で入会を許可すること。

(連絡会)

第6条 クラブ間あるいはセンターとの意思疎通を図るために、定例連絡会を年1回開催する。連絡会のメンバーは、クラブ代表者及び、センター関係職員で構成し、所長が招集する。但し、連絡会のメンバーより連絡会の開催要請があった場合は、臨時連絡会を開催することがある。

(登録抹消)

第7条 登録されたクラブがこの規約にそぐわない行為をした場合、または、その行為に対する注意勧告に応じない場合など、センタークラブとしての条件を備えていないと所長が判断した時は、その理由を付し、登録を抹消する。

登録を抹消されたクラブは、直ちに貸与されたロッカーを整理し、現状復帰を行うものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月17日から一部改訂する。